

産業建設分科会議録

日時 令和 7 年 9 月 1 2 日（金曜日）

午前 1 0 時 1 7 分から午後 1 時 4 6 分まで

場所 第 4 委員会室

日程

1 開会

2 協議・説明事項

（１）議案第 7 5 号 令和 7 年度土浦市一般会計補正予算（第 2 回）

（２）認定第 1 号 令和 6 年度土浦市歳入歳出決算の認定について

（３）認定第 2 号 令和 6 年度土浦市水道事業会計決算の認定について

（４）認定第 3 号 令和 6 年度土浦市下水道事業会計決算の認定について

出席委員（8 名）

委員長 今野 貴子

副委員長 吉田 直起

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 平石 勝司

委員 下村 壽郎

委員 島岡 宏明

欠席委員（0 名）

説明のため出席した者（15 名）

産業経済部長 羽成 健之

建設部長 渡辺 善弘

農林水産課長 岡田 将之

都市整備課長 石引 康博

建築指導課長 市村 俊宏

道路建設課長 浅岡 武徳

下水道課長 飯塚 照秋

都市政策部長 飯泉 貴史

商工観光課長 佐々木 啓

都市計画課長 齋藤 仁志

公園・施設管理課長 中島 賢市

道路管理課長 三浦 誠

住宅営繕課長 和田 利昭

水道課長 滝田 昌暁

農業委員会事務局長 室町 和徳

傍聴者 0 名

事務局職員出席者 古宮 英剛

○**今野委員長** ただ今から産業建設分科会を開催いたします。令和 7 年度補正予算関係となります。資料は「議案第 6 4 号～第 8 1 号」の 6 2 ページをお開きください。ここからは、分科会としての審査となります。議案第 7 5 号令和 7 年度土浦市一般会計補正予算（第 2 回）について、執行部より、つづけて、説明願います。

○**佐々木商工観光課長** 商工観光課でございます。議案第 7 5 号で土浦市一般会計補正予算として計上させていただいた事業を説明させていただきます。6 2 ページをお開きください。下の箱、第 6 款商工費の補正でございますが、2 目の商工振興費といたしまして、わくわく茨城生活実現事業における補助金の返還でございます。本市では、東京圏からの移住者に対して、移住支援金を交付しており、交付要件として、5 年以上住み続けることとしておりますが、今回 3 年未満で転出した方に対して、交付した 1 0 0 万円を本市に全額返還していただき、そのうちの国、県からの補助金となります 7 5 万円を返還するための補正予算の計上でございます。その下、4 目観光費の観光情報発信事業ですが、こちらは二つ事業がございます。一つ目の観光コンテンツ造成委託事業についてでございますが、この事業では食に関心の高いインバウンド観光客をターゲットに、柴沼醤油さんの醤油を軸に、体験型のモニターツアーを実施するもので、参加者に自分好みの味付けで、地元食材の魅力を味わっていただく内容となっております。このツアーの実施に先立ちまして、アメ横においてポップアップイベントを開催し、モデルツアーへの参加を促進いたします。そのための経費といたしまして、1, 0 0 0 万円の増額補正を計上するものでございます。つぎに、つちうら食の魅力発信プロモーション委託事業についてでございますが、こちらは、先ほどの事業を補完する位置づけで、本市とゆかりのある台湾を重点ターゲットとしたプロモーションを展開するものでございます。この取組に要する経費として、1 0 0 万円の増額補正を計上するものでございます。以上でございます。

○**中島公園・施設管理課長** つづきまして、公園施設管理費でございます。6 3 ページをお願いいたします。2 目となります。右の説明欄都市施設管理

事業におきましては、全体会で御説明させていただきましたとおり、市債に係る財源更生で、当初予算に計上しました荒川沖駅自由通路改修工事の財源について、地方債を計上し、一般財源からの財源更正を行うものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** ありがとうございます。ただ今の件につきまして、御質問はございませんか。

○**平石委員** 先ほどのインバウンドツアーの件で、1点だけ要望です。これはすばらしい企画だと思いますし、成功させていただきたいなと思います。その上で、今後いろいろなインバウンドのプロモーションに使えるような動画を残していただければ、いろいろなプロモーションビデオとかでも今後使えるのではないかと思いますので、是非これはお願いしたいと思います。

○**佐々木商工観光課長** 御提案ありがとうございます。今回ポップアップイベントをアメ横で実施しようと思っております。その際に、その場所で、背景で動画を流す予定でございます。その内容をしっかり精査しながら、インバウンドに突き刺さるような動画のほうを作成して、皆さんにお見せしたいと考えてございます。御提案ありがとうございます。

○**平石委員** すいません。言い方が悪かったのですが、今回のツアーの様子を動画に収めていただいて、今後何かの時に使えるような素材として、撮っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**佐々木商工観光課長** 動画のほうを撮り、編集いたしまして、今後につなげるように体制を整えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○**島岡委員** 関係ないような話になってしまうのだけど、土浦に鈴木屋さんというワイン屋さんがあります。もう日本でも40万本以上の在庫を持って、有名人がたくさん買いに行くんですよ。ワインの町土浦と言ってもいいぐらいのすごいワイン屋さんです。土浦第二高等学校の脇にあるのですが、一応そういうのを頭に入れておいてもらえると。

○**佐々木商工観光課長** 情報ありがとうございます。今回モニターツアーの内容を詰めているところでございますので、何かしらのワインのほうを入れればと思って、前向きに検討したいと思います。御意見ありがとうございます。

○**寺内委員** これ食の魅力ということなんだけど、土浦市は何で売り出してるんだっけ。カレーフェスティバルをやっていて、土浦市はカレーで売り出しているんだよね。それで、どこにカレーののぼりが立っているの。これ

何回も言うんだよ。これだけ土浦市はカレーの町で売り出しているといっ
て、いろいろなことをやったり、出展してもらったりしているよね。1回のイ
ベントで終わっているんじゃないの、カレーフェスティバルだけで。インバウ
ンドの人が来たら、土浦市はカレーの町だということで、台湾にも宣伝して
いると思うんだ。その時に、土浦市に来たら、どこがカレーの店なんだろう
ということになるのではないの。それだったら、カレーをやっているのぼり
を出してもらって、そこに行けば土浦市の名物のカレーが食べられるんだっ
ていうようにしてもらわないと、インバウンドで呼んだときに、自転車に乗
って、お腹がすいたときに、土浦市の名物のカレーはどこにあるのですかと
いう話になると思うんだ。だから、カレーフェスティバルだけやればいいと
いものではないんだよ。土浦市に来た人にカレーを食べてもらってほしいと
言うのだったら、例えば、中台さんとかの店の前に、一年中のぼりを立てて
もらうとかをやって、土浦市はカレーの町だとPRしないと。ただ100万
円予算をつけました、こういうことやりました、それで何でも終わってしま
うんだよね。それでは土浦市の魅力発信ではなくなってしまうよ、どんなこ
とをやっても。カレーフェスティバルをやるのだったら、例えば、賞をもら
ったお店があるでしょう。その所でPRをするとかで、のぼり旗を一つぐ
らい立たせてもらって。のぼり旗は100万円はしないよ、1,000円で
できるんだよ。それを作らないで、土浦市はカレーの町だなんて、どんな顔
して言っているのかと思うんだよ。だから、業界に任せるのではなくて、市
役所が指導型でやらないと。例えば、食の委員会があるから、そこに丸投げ
しているんだ、あとはそっちでやってくださいではなくて、土浦市が牽引し
ていかなければ。本当にカレーで売り出すのなら、グランプリを獲った所、
れんこんを使ったカレーを出している所とかにのぼりを出してもらうとか、
そういうことで協力してもらって、土浦市に来たらカレーを食べてください
ということでPRをしないと、土浦市の良さは出ないと思うよ。これは歴代
の部長と課長には言っているんだよ。いつやるのかなあと思っているけれど、
幾ら予算が上がったとしても、その中ではやるつもりはないのかな。そこで
カレーフェスティバルをやっていればいいのかと思われるんだよ。だから、
そういうことも加味してやってもらわないと、カレーフェスティバルはやる
必要はないよ。一過性で二日間だけやって、4万人集まりました、それで御
満悦になっているだけではしょうがない。やっぱり、土浦市のためにイベン
トをやるのだから、継続して土浦市に来てもらえるようにすることを考えて

ください。もうこれで最後だから。やらなければやらないで、今度はガンとやるようなことをするから。今まではやってくださいだったけれど、何でやらないんだって話になるからね。それは考えてください。ここで答弁しろと言ってもしようがないから答弁はいいけれども、こういう予算があるのだったら、その中からのぼり旗一本1,000円なんだから、町中の食堂であっても20件ぐらいしかないんだから、そしたら2万円ぐらいしか掛からないんだもん、100万円予算があつたら、幾らでもできるでしょ。だから、そういうことを前向きに考えてください。

○海老原委員 平石委員の動画の関係だけれど、最近はY o u T u b eという方法もあるのね。あと、Y o u T u b e r。多分そんなにお金が掛からないんだ。そういう人を選んで、頼んでという二本立てというのかな、そういうこともできると思うんだけど、その辺は考えているの。

○佐々木商工観光課長 今ほど御説明いたしました、補完する事業のほうでございます。特に台湾向けのものでございますけれども、実はS O C I A L P O R T株式会社という都内の会社のほうが、土浦市に大変興味持っている。こちらは日本在住のY o u T u b e rを700人ぐらい抱えている所でございます。この700人も、ただ登録しているメンバーではなくて、内容とかの審査があつて、審査を通った方700人を登録している事業者さんでございます。今回はこちらにお願いをいたしまして、補完する事業ということで、メイン事業のモニターツアーのほうにも参加していただいて、このY o u T u b e rの方々に世界へ発信していただくという試みで、100万円を追加しているような状況でございます。以上でございます。

○海老原委員 平石委員、楽しみにしていきましょうね。

○今野委員長 ほかに御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 では、お諮りいたします。分科会としての賛否を確認いたします。この補正予算案について、賛成される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○今野委員長 全員賛成と認めます。分科会長報告書については、報告書に入れる意見はございませんか。

(「委員長一任で」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 承知しました。では、つづきまして、分科会として、決算の認定について審査を進めたいと思います。資料が変わります。サイドブック

ス資料をひとつお戻りいただき、「令和6年度土浦市歳入歳出決算書」の161ページをお開きください。ここからは、令和6年度決算の認定となります。それでは審査に入ります。認定第1号令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定について付託されました案件を議題といたします。ここでは、指名は省略しますので、続けて説明をお願いします。はじめに、第5款について、説明をお願いします。

○室町農業委員会事務局長 農業委員会事務局です。サイドブックスの161ページをお願いします。第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費でございます。支出済額は6,858万8,015円となり、前年度比6.9パーセントの増でございます。主な事業について、御説明いたします。備考欄にございます丸印の二つ目の農業委員会運営事業につきまして、農業委員会は農業委員12人及び農地利用最適化推進委員10人によって組織されておりまして、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律等につきまして、所掌事務を処理しており、農業委員、農地利用最適化推進員の報酬のほか、農業委員会運営の事務処理に関わる経費となっております。18節負担金補助及び交付金につきましては、農業委員会の連絡調整や講習及び研修、市町村農業委員会に対する支援等を行い、農業委員会の事務を効率的かつ効果的な実施を図っている茨城県農業会議等の各協議会の負担金となっております。つぎに、丸印四つ目の機構集積支援事業については、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保や農地利用の効率化を促進するため、農地中間管理機構による担い手への農地集積集約化を促進するための事業で、農地中間管理機構からの事務受託による会計年度任用職員の人件費や農地台帳システム等の使用料等の経費となっております。私からの説明は以上でございます。

○岡田農林水産課長 つづきまして、農林水産課でございます。162ページをお願いいたします。2目農業総務費から7目農地費におきまして、主なものを御説明させていただきます。2目農業総務費ですが、職員人件費等の一般経費となります。補正予算につきましては、12月議会及び2月臨時会におきまして、給与等の補正を行ったものでございます。つぎに、3目農業振興費は、野菜、花き、果樹などの農業振興事業であり、有害鳥獣対策や農業担い手育成支援、日本一のれんこん産地推進など、地域農業振興や農業経営の安定化を図るための事業が主なものとなっております。補正予算につきましては、新規就農などに関する国からの補助制度となる担い手育成総合支

援事業において、補助金の申込者が当初の見込みより少なかったことから、3月議会におきまして、減額補正を行ったものでございます。この内容のうち、162ページの下段にあります、7節報償費でございますが、こちらは有害鳥獣対策事業のイノシシ捕獲処分に関する報償費となっております。つづきまして、163ページ、中段の12節の委託料でございますが、指定管理となっている農業センターの運営、農作物PR関係についての委託というような内容となっております。下の18節の負担金補助及び交付金は、国の事業であります担い手育成総合支援事業の補助金が主な内容となっております。つづきまして、164ページをお願いいたします。下段にあります4目水田農業構造改革対策費でございますが、米の生産調整推進のための事業が主なもので、この内容のうち、18節負担金補助及び交付金でございますが、こちらは転作という形で水田で米以外のものを作る場合の個別の農家さんや、集落に対する産地づくり対策支援事業補助金ということで、転作関係の推進事務を行う農業再生協議会への補助金という内容となっております。つづきまして、5目農業近代化対策費でございますが、農業経営の近代化を目指す認定農業者を資金面から支援するため、機械設備を導入した際の融資に対する補助としての利子補給金になります。補正予算での減額でございますが、次の165ページにございます、20節貸付金における花の優良種苗導入資金の申込がなかったことから、減額補正を行ったものでございます。その下、6目畜産業費につきましては、伝染病等の家畜防疫事業や優良乳牛の改良事業などで定例的な支出となっております。下段の7目農地費でございますが、こちらは土地改良区の指導育成に係る経費、地区で主体的に農地維持管理等を実施するにあたっての支援策である、多面的機能支払交付金の活用事業やかんがい排水及び農道整備に係る経費、霞ヶ浦用水事業や県営事業等の事業負担金の支出となります。補正予算につきましては、3月議会におきまして、県営虫掛土地改良事業の事業着手が見込まれないといったことでの減額補正、木田余地区のかんがい排水事業についての国の予算補正に伴う増額補正ということがございます。繰越明許費につきましては、先ほどの木田余地区の補正増が年度末であることから、繰越措置を行ったもの並びに外来水生植物の侵入防止対策工事について、繰越を行っている内容でございます。この中の12節委託料は、排水機場の運転管理や草刈、電気保安業務、排水や農道整備の設計、測量、維持管理、そういったものの委託経費というものが主なものとなっております。18節負担金補助及び交付金につしまし

ては、各土地改良区への運営負担金といった定額のもの、多面的機能支払交付金やかんがい排水事業など、国や県の事業採択を受けた内容のものとなっております。事業につきましては、166ページから167ページ中段に記載されている事業の内容となっております。つづきまして、167ページの下段、2項林業費でございます。こちら1目林業振興費は、民有林への森林整備事業や木材利用啓発品による普及活動を実施したものです。このうち、12節委託料は、森林環境譲与税を活用して、つくば山麓の民地の森林を間伐、除伐、下草狩りなどを行いまして、森林を整備したもので、昨年度の令和6年度は小野地内の森林を整備しております。168ページをお願いいたします。中段の3項水産業費でございます。1目水産業振興費は、水産業振興のため、広域的な協議会への活動助成や漁港の維持管理に関する委託経費など、定例的な支出の内容となっております。農林水産課の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**今野委員長** それではここまでで、御質問や御意見はありますか。

○**下村委員** 162ページの農業振興費の中の備考欄、負担金補助及び交付金のいばらきれんこん広域銘柄化推進協議会の負担金。16万4,000円。これともう一つ、164ページの日本一のれんこん産地推進事業の負担金補助及び交付金で、日本一のれんこん産地推進協議会補助金。これは団体そのものが違うのかということと、それぞれどんなメンバーでやっているのかを教えてください。

○**岡田農林水産課長** 農林水産課です。162ページのいばらきれんこん広域銘柄化推進協議会の負担金、こちらにつきましては土浦市ほか、霞ヶ浦流域9市町村、またその管内のJAさんが加入している協議会でございます、JAのほうの全農が事務局という形で組織している協議会になります。主に11月の1か月間行われます、れんこん料理フェアを中心とした事業を行っている協議会でございます。164ページの負担金補助及び交付金の中の日本一のれんこん産地推進協議会補助金でございますが、こちらは土浦市の中で農林水産課が事務局という形で組織させていただいている協議会でございます。れんこんの生産者の方のほか、市内のれんこんを扱っていただいているお店やJRのアトレさんなども入っていただいて、土浦市独自のれんこんを推進するための協議会という内容となっております。以上でございます。

○**下村委員** ありがとうございます。162ページのいばらきれんこん広域銘柄化推進協議会負担金については、全農が幹事になって協議会をやって

いるということですね。もう一つの日本一のれんこん産地推進協議会のほうで、農林水産課が担当しているほうについては、食のほうのお店の関係も入っているようなお話でしたね。その割に、土浦市内でれんこんを食に使っているお店のPRの仕方が悪いような気がするのだけれど、補助金からいったら、相当な人数が入っているのだろうから、何人ぐらい入っているのか。

○岡田農林水産課長 こちらの協議会は、令和6年度の途中に立ち上げたような形でございますが、メンバーとしましては、飲食店というお話をさせていただいたのですが、多くの飲食店の方が入っているという状況ではございません。民間の事業者のほうで入っていただいているのは、れんこんのサラダ化プロジェクトと一緒に手がけているキューピーさんに入っていたり、土浦市内の真鍋地区にあるH i s aというレストランの方に入っていたりという形です。今後の協議会も内容をさらに精査して、拡大していく形を検討をしていくべきと考えているところなのですが、現状は立ち上げて期間が経っていないということもありまして、メンバー的に多くの方に入っていただいている形にはなっておりません。

○下村委員 ありがとうございます。日本一のれんこん産地推進協議会だから、産地の推進でしょ。農家の人も入って、消費者も入るしというようなことを、最初はやっていたのだろうと思う。でも、本来はもっと考えていけば、産地の推進だから売らなくてはいけないとか、そういうことにつながっていくわけだ。そしたら、JRさんも入っているというような話もあった。あれ、それはその前のやつかな、JRさん入っているのは。そこだけお願いします。

○岡田農林水産課長 こちらは土浦市内の生産者の方、生産団体の農協さん。あとは、JRのアトレさんがございまして、あとは市内の飲食店というところで入っていただいているということです。生産者の方たちの意見を取り入れながら、産地の推進をしていければという考えもあって、生産者の方や生産団体の方ということで市内のれんこんの卸問屋さんの榎清さんという会社のほうからも入っていただいているというような内容になっております。

○下村委員 要するに言いたいのは、せっかく推進と入っていて、農家の人たちは、昼間に会議をやっても出てこれないんですよ。農業委員会でやっているもので、昼間3時に集まってくださいと言われても集まらないのよ。だから、6時とか7時とかで、長くもやらないというような中で、例えば、JRの客車の端のほうを使ってでも、新幹線で使っているようにれんこんを産地から新鮮なものを直接持っていくとかという発想を、そういう会議で、何

とか売り込むために、頑張ってやって欲しいなということを希望します。

○岡田農林水産課長 貴重な御意見ありがとうございます。協議会を立ち上げて、まだ間もないところでございますので、今後そういった御意見をいただきながら、少しでもこの協議会として産地のPRにつなげていければと考えております。ありがとうございます。

○海老原委員 れんこんのラッピングトラック。これは令和5年度から始まったのだけれど、令和6年度はやっていないのかな。

○岡田農林水産課長 れんこんのラッピングのトラックについて、ラッピングをさせていただいたトラックのほうで現在も協力していただいて、走っております。ラッピングの部分につきまして、さらに台数を増やしていければというところもありますが、全面ラッピングとなると経費も掛かるものですから、そこはいろいろ工夫するような形でアドバイスをいただいております。全面ラッピングという形ではなくても、日本一のれんこん産地の土浦というような名前を広くPRできるような形で、ラッピングとかカッティングシートとか、そういったもので検討していき、台数をさらに増やしていければと考えているところでございます。

○海老原委員 先ほど聞いたのは、令和6年度は新しくやっていないのかなって聞いたのね。その予算はどこにあるのかと聞いたかった。

○岡田農林水産課長 失礼いたしました。ラッピングにつきましては、164ページの日本一のれんこん産地推進事業、こちらの12の委託料、看板等作成委託料というものがございまして、こちらがトラックのラッピングの委託料という形になります。その二つ下の看板デザイン作成委託料というところが、デザイン等を作っていただくための委託ということで、令和6年度については、この経費がトラックのラッピングの経費になります。

○海老原委員 それは1台分か、2台分か。

○岡田農林水産課長 こちらは1台分ということになります。

○海老原委員 ラッピングは平均的にどのくらい持つのかな。

○岡田農林水産課長 耐用年数的なものは、はっきり何年というところをはっきり申し上げづらいところがあるのですが、比較的そのラッピング技術というものが高いものがあるかと思っておりますので、期間的にはある程度持つものではないかと考えております。

○海老原委員 ラッピングの耐用年数は後でいいから調べて、大体こんなもんだということで教えてください。以上です。

○竹内委員 163 ページ。土浦市は鳥獣被害防止に関する法律を適用して、防鳥ネットを国庫補助でやった全国で初めての自治体なんです。何が言いたいかというと、鳥獣被害防止に関する法律というのを、土浦市は全国で初めて適用したわけだから、今からでも適用するための勉強を、担当執行部はやって欲しいんです。かすみがうら市とか行方市とかそういう自治体も、土浦市でやれたのだから、私たちもやりたいということで、2 回目からは運用が非常に厳しくなったんです。おそらく当時のことを知っている人はあんまりいないんだよね。れんこん農家の沖宿、手野、田村のれんこん組合とか、れんこん青年組合とか、当時防鳥ネットを国庫補助で、法律を適用して、本当に上手くいったわけですよ。私も勉強会に行きました。鳥獣被害の獣はイノシシ、鳥は全国でほとんど取り上げていなかったのだけれど、カルガモが防鳥ネットをぶち破って、れんこんの中に入り込んで種を食べちゃうわけで、防鳥ネットを改良しなくてはいけなかったんです。改良するためにはお金が掛かる。国庫補助を取るために、この法律を適用するというので、議会でやって、当時は五頭副市長だったけれど、もう 1 回自力で当時のことを調べてください、これからも必要なことなので。この法律は現在施行されているので、土浦市だけではなくて、かすみがうら市とかとも共同してください。これ共同してやらなければ茨城県のほうも受け付けないので。本当に真面目な話、鳥獣被害防止対策で防鳥ネットというのは非常に大事なことで、できるだけ地元の自己負担を軽減して、国の補助でやれるように努力をしていただきたいと思います。その辺について少し知っていましたか。

○岡田農林水産課長 御意見ありがとうございます。鳥獣被害の防鳥ネットの件は、以前に国庫補助で面積が広い所でやったという経過のほうは、少し学ばせていただいたところです。今回の予算で言いますと、163 ページ中段の負担金補助及び交付金の補助金の中に、被害防止設備整備補助金というもので、27 万 2,000 円という額を計上させていただいております。こちらにつきましては、れんこんの防鳥ネット用というわけではないのですが、防鳥ネットを張っていただいたり、イノシシの出没に備える電気柵の設備についての補助という形でございます。あくまで資材代についての補助という形でございますが、こちらは市と県で 2 分の 1 ずつ負担しまして、補助をさせていただいてる内容でございます。ただ面積について、御自身でやっていたり、れんこんの種バスの補助というのが、大体 1 反歩ぐらいというのが種バスの補助で想定している中での試算となっております。委員がおっ

しゃっている広い面積の内容となりますと、とてもこの補助金では対応できないということもございます。今後、お話いただいたような以前の資料を少し勉強させていただいて、土浦市とかすみがうら市と一緒にってというお話もいただいたので、かすみがうら市のほうに呼びかけをさせていただいて、少し勉強をさせていただければと思います。

○**竹内委員** れんこんは名産、特産ですばらしいのですが、その影で害虫には大変な苦勞をしているわけですね。県の合庁に行くと、県の機関があるわけですが、特にれんこん農家の方たちの3分の1はみんな害虫に喰われてしまっているようなものだけれど、この対策を真剣に、他市と一緒に取り組んでやってもらえるように、要望しておきたいと思います。あの当時は、とにかく国の補助をもらえるなら、そういう法律を使おうという機運が、手野、田村、沖宿でも高まって、本当にうまくいったんです。2回目以降になると難しくなってきた、ほかもやりたくなる。ほかもやりたくなるなら、ほかと一緒にやろうということになると、茨城県が今度うるさいんですけど。その辺を少し勉強して、対応してください。

○**平石委員** すいません、何点か。まず先ほどお話ししました164ページの日本一のれんこん産地推進事業ですが、この前にカレーのほうで寺内委員からものぼりを作ったらどうだというお話がありました。私ものぼりは素晴らしいアイデアと思いますし、のぼりがある所とない所だと、ある所のほうがすごくウェルカム感というか、すごく賑やかにもなりますし、分かりやすいということもあります。一つ提案なのですが、れんこんを食べられるお店のデジタルマップを作ったと思います。そういった所にもものぼりを作っていただいて、お店の外に飾っていただくということも一つかなと思うのですが、そういったところはいかがでしょうか。

○**岡田農林水産課長** 御意見ありがとうございます。平石委員のおっしゃったデジタルマップのほうでございますが、実は今年度、デジタルマップのお店のほうに、もう少しPRしていただくのに、どういったことが良いかということで、事務局でも話しているところがございました。早速のぼりを作成し、配布したいと思います。

○**平石委員** ありがとうございます。本当にれんこんだけではなくて、カレーのほうも本当にやっていただきたいと思います。もう一つですが、のぼりもすごく良いと思うのですが、例えば、いろいろな飲食店でミシュランの星を取ったお店に盾みたいのがあるかと思っています。そういうものをカレーのグ

ランプリを獲ったお店や土浦ブランドに認定されているお店とかに、プレミアム感を出すために、レジの所とか、人目につく所に飾っていただくと、ここは違うんだなというの也能出るのかなと思いますし、参加意欲の向上につながると思うのですが、そういうことも是非検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岡田農林水産課長 御意見ありがとうございます。そういった盾という部分につきましては、ほかでのいろいろな取組もあるかと思いますが、どういったものを置くと、よりPRにつながるのかというところを勉強させていただいて、予算の範囲内で検討していければと思います。

○平石委員 もう1点だけ質問をお願いします。168ページ、水産振興対策事業のお話がありました。土浦市も霞ヶ浦北浦水産振興協議会とか入っていますという話なのですが、今は霞ヶ浦のワカサギが取れなくなっていることは皆さん周知のことだと思います。その上で、県のほうで、人工ふ化とか、あと久慈川とかなどに放流したり、そういうことを試験的にやっていると思うのですが、その状況を分かる範囲で説明していただければと思います。

○岡田農林水産課長 御質問いただいたとおり、ワカサギの人工ふ化という形で以前から取り組んでおりまして、今年度もワカサギの人工ふ化を実施するという形になっております。一方で、水温の上昇というところで資源、環境的なところもあって難しい部分もあるのですが、そういった中で人工ふ化を行い、霞ヶ浦に定着させていくような工夫、こういった対策が取れるかというところを協議会の中で、いろいろと検討されていると思います。具体的に、いつ頃でどこでという部分につきましては、申し訳ございません、手元に資料がないものですから、後程調べまして、メール等で情報提供させていただきたいと思います。

○今野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、第6款について、説明をお願いします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。ページは168ページでございます。6款商工費、1目商工総務費は職員の人件費。169ページの2目商工業振興費、商工業振興育成事業については、右側の備考欄を御覧いただきまして、12節の委託料は勤労者総合福祉センターの指定管理料、18節の負担金補助及び交付金は加入している協議会への負担金、その下の補助金は中小企業の経営を安定させるための各種補助金、20節貸付金はそれ

ら支援策を円滑に進めるための、市内七つの金融機関への預託金となっており、
ざいます。なお、こちらは多額の不用額が出ておりますが、主な要因といた
しましては、18節の負担金補助及び交付金の自治振興金融保証料補給金に
つきまして、当初予算が5,000万円に対して決算額が2,900万円
あり、ここで不用額が約2,100万円。そして、その下の自治金融制度利
子補給金につきまして、こちらの当初予算が4,000万円に対しまして、
決算額2,000万円でしたので、不用額が約2,000万円となっており、
ざいます。つづきまして、このページの一歩下、土浦市勤労者総合福祉センタ
ー整備事業でございまして、1ページおめくりいただきまして、備考欄の1
4節工事請負費でございまして、令和5年度から進めております外壁タイル
の改修工事でございます。つづきまして、このページ中ほどの企業誘致事業
でございまして、18節負担金補助及び交付金につきましては、市内に事業
所や工場を新設または増設された事業者への企業誘致奨励金と補助金でござ
います。令和6年度は5社へ奨励金1億2,777万円。企業立地促進補
助金は、おおつ野地区へ新設された事業者へ1億円を交付しております。そ
の下、わくわく茨城生活実現事業でございまして、東京圏から本市に移住さ
れた方への支援金で、令和6年度は単身者1件、世帯11件、子ども加算が
10人分、1,460万円を交付しております。つづきまして、3目商業近
代化促進事業でございまして。備考欄に記載の中心市街地活性化の推進経費と
なっており、まちなか彩り、こいのぼり事業、食のまちづくり事業などへの
支出でございます。171ページを御覧ください。4目勤労青少年ホーム運
営費でございまして。こちらは、昨年度末に閉館となっておりますが、備考欄
の7節報償費はホームで開催している各種講座に係る講師への謝礼、10節
需用費、12の委託料は施設の維持管理等に係る光熱水費や修繕料、保守点
検等の委託料等でございます。172ページをお願いいたします。5目観光
費の観光事業でございまして。こちらは観光事業に係る施設の指定管理料や委
託料、各種協議会への負担金、観光協会、産業文化事業団への補助金となっ
てございます。委託料の不用額が1,200万円と高額となっております
が、その大部分を占めているのが、国民宿舎水郷の指定管理者に支払う指定
管理料でございます。主な要因としましては、霞浦の湯の利用者数が増加し
たことが挙げられます。具体的には、新型コロナウイルス感染症の位置づけ
が2類相当から5類へと変更されたことにより、利用者数が回復傾向となっ
たことに加え、サイクリストの利用が増加するなどの影響を受け、昨年度と

比較して8,000人増の3万5,000人となりました。このように、当初の想定を上回る事業収入があったことから、結果として指定管理料に係る不用額が多額に生じたものでございます。173ページをお願いいたします。173ページから174ページの中段にかけましては、備考欄に記載のとおり、春には桜まつり、夏にはキララまつり、冬はウィンターフェスティバルといった例年開催しているイベント事業、174ページのジオパーク推進事業に係る経費と観光施設に係る修繕費などとなっております。174ページの中段、6目花火大会事業でございます。昨年度は、開催直前に中止としたことにより、予定していた有料観覧席や協賛金、有料駐車場の収入が得られなくなりました。そのため、既に業務が完了していた有料観覧席や仮設トイレの設置、会場の草刈り等への支払等に不足が生じたため、11月19日付の専決処分のほうをさせていただき、増額補正をさせていただいたところでございます。そして、最終的な決算額といたしまして、2億7,400万円となったものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○今野委員長 それではここまでで、御質問や御意見はございませんか。

○下村委員 169ページの備考欄、補助金の自治金融制度利子補給金。これは商工会議所との議会報告会の中で話し合った時に出たのですけれども、これはいわゆる1.0パーセントのところの話なんですか。

○佐々木商工観光課長 おっしゃるとおり、1.0パーセントを3年間支援するといったものでございます。

○下村委員 先ほど不用額が4,000万円ぐらい出ている中の2,000万円という話がいろいろあったのだけれど、商工会議所のほうで要望をしていた、もう少し金利が高くなってくると困るので、もう少し上げられないかという話がありましたけれども、そういったことにも対応できそうなの。

○佐々木商工観光課長 利子の部分、1.0パーセントの話は私のほうも伺ってございます。この不用額については、一応信用保証料も市のほうで全額負担しています。コロナ前の時はかなりの件数、1,000件以上を見込んでおりました。ただコロナの時に、様々な支援策が出たということで、半減したような状況でございます。予算のほうで、4年、5年の平均を取っているということで、予算のほうで余剰しているといったものでございました。少し利率のほうと異なる議論でございます。

○島岡委員 確認ですが、2億7,491万円。最初に出した8,000万円とは別ですか。

○佐々木商工観光課長　こちらは支出総額でございますので、それを込みでということです。

○竹内委員　１７０ページ、どの会派代表質問でも出ます企業誘致事業。新しい企業を誘致するために用地を確保しなくてはならない。用地の用途はあるのか。これを見ると、企業誘致奨励金が１億２，７００万円。企業立地促進補助金が１億。合わせて、２億２，７００万円。大変な予算を計上しているのですが、中身を説明してください。

○佐々木商工観光課長　令和６年度でございますけども、奨励金のほうは５件分でございます。そのうち継続できている、具体的に言いますとプリマハムさんとかは今までの継続でございます。残りはおおつ野にある事業者、新治の事業者、神立の事業者等、新規の事業者による５件に奨励金を出したのと、もう一つ、補助金１億円については皆さん御存じのとおり、おおつ野地区にある日本道路、あちらに１億円を支出したところでございます。

○今野委員長　ほかに御質問、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長　つづいて、第７款第３項まで、説明をお願いいたします

○和田住宅営繕課長　住宅営繕課でございます。１７４ページの下段、７款土木費をお願いいたします。１項土木管理費の１目土木総務費は、住宅営繕課６人と道路管理課９人分の職員人件費のほか、土木総務事業は工事費の積算システム使用に係る権利使用料などでございます。以上でございます。

○三浦道路管理課長　道路管理課でございます。１７５ページをお願いいたします。２目地籍調査費でございます。この事業につきましては、調査区域の一筆ごとの土地につきまして、境界や面積について測量などの調査を行うものでございます。それでは、主な事業について御説明いたします。備考欄の地籍調査事業、１２節委託料の二段目の地籍測量委託料は、烏山地区の現地調査などを実施したものでございます。２目の地籍調査費につきましては、以上でございます。引き続き、１７６ページをお願いいたします。つづきまして、１目道路橋梁総務費でございます。道路橋梁総務費は、道路や橋梁の管理に係る経費及び未整備道路における後退用地の取得費用や登記などの費用でございます。補正予算につきましては、人事異動等に伴う人件費の増のほか、県主体の事業であります急傾斜地崩壊対策事業費におきまして、県から交付金の追加配分があったことに伴い、市の負担額が増額したことから、増額の補正をしたものでございます。それでは、主な事業について御説明い

たします。備考欄の道路橋梁管理事業でございます。11節の保険料につきましては、道路管理瑕疵による損害賠償保険でございます。12節委託料の道路台帳加除補正委託料は、前年度に市が施工した道路改良工事や民間の開発行為などにより整備された道路の情報を台帳に反映するため、図面やデータの追加や修正等を毎年行っているものでございます。177ページをお願いいたします。道路橋梁建設管理事業でございます。13節使用料及び賃料のシステム使用料は、道路改良工事などに伴う測量や設計委託費、工事費を積算するための土木設計積算システムの使用料でございます。3項目下の急傾斜地崩壊対策事業でございます。18節負担金補助及び交付金ですが、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり実施しております、土浦第二中学校の南側斜面における補強工事の負担金と木田余東台の南側斜面において実施しました工事費の負担金でございます。1目の道路橋梁総務費につきましては、以上でございます。つづきまして、2目道路維持費でございます。こちらは、市道の舗装や橋梁の補修といった維持管理に係る経費でございます。補正予算につきましては、舗装打換工事や橋梁耐震対策・長寿命化委託におきまして、国の交付金が減額となりましたことから、補正減したものでございます。それでは、主な事業について御説明いたします。道路維持補修事業でございます。12節委託料は、道路の草刈や路面及び側溝の清掃などの管理委託でございます。178ページをお願いいたします。14節工事請負費は、道路の舗装や排水施設などの補修を行う修繕のための費用でございます。15節原材料費は、主に道路補修事務所で使用しますアスファルト合材や碎石等の購入費用でございます。一つ飛ばしまして、道路ストック修繕事業ですが、14節工事請負費につきましては国の交付金を活用し、劣化した舗装を直す舗装打換工事を実施したものでございます。一つ飛ばしまして、橋梁定期点検事業です。12節委託料の橋梁定期点検委託料は、橋梁の点検を5年に一度の頻度で行うことが義務付けられたことに伴い、実施しているもので、昨年度は39橋の点検を実施したものでございます。その下の橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業でございます。12節委託料の耐震・長寿命化詳細設計委託料は、地震による橋の落下を防止するための設計と橋の劣化箇所の補修や塗装など、予防修繕によって長寿命化を図るための設計を合わせて行ったものでございます。その下の橋梁架替工事委託料は、常磐線3号橋（通称二番橋）の架替工事などをJR水戸支社に委託したものでございます。14節工事請負費の耐震・長寿命化工事につきましては、落

橋防止等の耐震補強工事など、橋梁の長寿命化を図る工事を実施したものでございます。以上が、2目道路維持費の主な内容でございます。道路管理課は以上でございます。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課でございます。引き続き、179ページをお願いいたします。3目道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅整備に必要な測量や実施設計委託、道路改良工事、道路用地の取得、物件補償の費用などでございます。主な事業について御説明いたします。備考欄の道路新設改良事業でございます。12節委託料は、道路拡幅用地の買収に伴う境界確認などの測量調査や用地測量及び道路の設計業務を委託したものでございます。14節工事請負費は、生活道路の拡幅改良工事を実施したものでございます。同じく14節の交通安全施設工事は、路面表示や道路の区画線を引き直したものでございます。16節公有財産購入費は、拡幅改良工事に伴う用地取得費でございます。実績としましては、現年度、繰越を合わせまして、18路線の60筆を取得したものでございます。21節補償補填及び賠償金は、拡幅改良工事に伴う支障物件の補償金でございます。道路拡幅用地に存在する立木やブロック塀等の工作物補償のほか、拡幅に支障となった電柱の移設に要した費用でございます。つぎに、道路新設改良事業（バリアフリー特定事業）でございます。こちらの事業は、三つの駅周辺を重点地区として路線を設定し、整備を実施しているものでございます。12節委託料は、土浦駅東地区の歩道勾配調整工事に伴う設計委託料でございます。180ページをお願いいたします。つづきまして、3項河川費でございます。1目河川総務費につきましては、茨城県から管理委託を受けております備前川、新川の河口付近にそれぞれ設置されております排水機場の管理経費並びに河川整備や治水に関連します、各協会や同盟会などへの負担金でございます。181ページをお願いいたします。備考欄の備前川排水機場維持管理事業と新川排水機場維持管理事業につきましては、同様の内容となっております。12節委託料は草刈委託料のほか、備前川排水機場はポンプ2台、新川排水機場はポンプ4台の保守点検料及び運転管理に必要な検査費用となっております。道路建設課は以上でございます。

○**飯塚下水道課長** 下水道課でございます。181ページの2目排水路維持費をお願いします。排水路維持費は、雨水調整地や都市下水路などの清掃、修繕などの経費でございます。備考欄を御覧いただきまして、主な事業について御説明いたします。12節委託料の排水路等清掃委託料は、水路施設な

どの清掃や草刈などを行ったものでございます。つぎに、14節工事請負費は、市内の都市下水路を始めとする排水路の修繕工事のほか、永国西都市下水路の管更生工事を行ったものでございます。つづきまして、182ページの3目排水路整備事業費をお願いします。この事業費は、都市下水路や小規模排水路の整備に係る経費でございます。主な事業につきましては備考欄をお願いします。都市下水路整備事業における14節工事請負費は、西根・竹の入都市下水路の整備を行ったものでございます。つづきまして、小規模排水路整備事業における14節工事請負費については、虫掛地区排水路整備工事を行ったものでございます。下水道課からは以上でございます

○今野委員長　ここまでで、御質問や御意見はございませんか。

○平石委員　178ページの道路維持費の草刈委託料の件で、何点か質問をさせていただきます。約5,900万円ということなのですが、これ件数は全部で何件ぐらいになるものなのでしょうか。

○三浦道路管理課長　草刈につきまして、昨年度は70件でございます。

○平石委員　ありがとうございます。すいません、私も過去のものと比較はしていないのですが、年々増加していることになるのですか。

○三浦道路管理課長　令和6年度が70件で、令和5年度が51件でございますので、増えております。

○平石委員　ありがとうございます。これは基本的に市道の草刈なのかなと思うのですが、例えば、これは計画があるものだったり、地元の地区長さんから要望があったり、市民の方からいろいろな指摘があったり、そういったものも全部含めてということで、よろしいですか。

○三浦道路管理課長　入札で、幹線道路につきましては草刈を行っております。それ以外で地区から要望があったりということで、実施しているところでございます。

○平石委員　70件って少し多いのかなと。また増えているということですから、今これだけ熱くなっていますので、当然増えるのかなと思います。最後にお聞きしたいのが、今いろいろな要望とかのお話があったということなのですが、要望があったものに関しては、全部対応できているのでしょうか。それとも、実際に予算の関係とかできなかったものはあるのでしょうか

○三浦道路管理課長　要望につきましては、例えば、民地からの草につきましては、お断りしてるような状況がございます。予算がなくてできなかったということはないと聞いております。

○海老原委員 所管ではないのだけれど、最近運動場で動線が盗まれている。ただそれ以外でも、運動場に限らず、排水機場とか土浦市でいろいろな施設、令和6年度、今年度も含めて、いろいろな施設の器具が盗まれて、対応したものがありますか。

○三浦道路管理課長 道路管理課では、グレーチングの盗難が主なものだと思いますが、お調べしてお答えしたいと思います。

○海老原委員 道路管理課以外もあるかどうか、データをください。

○三浦道路管理課長 建設部内で調べて、資料をお出ししたいと思います。

○竹内委員 これは要望です。霞ヶ浦清掃大作戦をやるよね。うちは下高津だけれど、下高津三、四丁目は桜川周辺のごみ拾いをやるわけですよ。霞ヶ浦清掃大作戦をやるのには、とにかく草がたくさん生えているわけです。私は土木事務所が近いから、必ず清掃大作戦をやる二日ぐらい前には、土木事務所に行って、草刈をやってくださいと言うんです。草刈をやらなかったら、とてもじゃないけど、ごみを拾えない。草がぼうぼうで、斜面地には下りていけないんです。最近と言わなくても、草刈をしてくれているような気がするのですが、その辺は、市のほうから霞ヶ浦清掃大作戦の時に、桜川の河川敷でやる町内会はたくさんあるので、草を刈るように、そういうことを徹底してください。それは本当にお願いします。あんな状態で草刈をしても高齢者が多いから、滑って落ちてしまったら大変なことになるでしょう。二つ目は、笠間市で草刈の実証実験をやっている。おそらく知っているとは思いますが、土浦市については、この実証実験で使われているような機械を使って、できるだけ省力化をしていくことをやっているのでしょうか。

○渡辺建設部長 笠間市で機械を使って、幹線道路沿いを草刈しているという新聞記事は見させていただいています。確かに興味がある記事で、ただ市道の細い所はまだ対応ができてないということなので、笠間市のほうにも情報提供をいただいて、広い幹線道路で使えれば、私たちのほうでも、費用等の問題も含めて検討はしたいとは思っています。

○竹内委員 笠間市がうまくいけば、相当省力化できるわけだから。あとは、変な話だけどヤギを使って、公園あたりの草を食べてもらおうと。いろいろなことを建設部、公園・施設管理課も含めて工夫してやらないと。本当に人手でやるのは大変だから。よろしくお願いします。

○今野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つぎに、第7款の第4項、第5項と第11款について、説明をお願いするのですが、ただ今11時30分で12時に近くなっておりますので、12時近くになりましたら、キリの良いところで中断させていただければと思います。では、よろしくお願いいたします。

○齋藤都市計画課長 決算書の183ページをお願いいたします。4項都市計画費でございます。私のほうからは、都市計画事業に係る経常的な経費であります1目都市計画総務費のうち、主だったものにつきまして、御説明させていただきます。備考欄をお願いいたします。都市計画一般事業の備考下段の18節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、茨城県都市計画協会をはじめ記載団体への負担金となっております。184ページをお願いいたします。地域公共交通確保維持改善事業です。18節の負担金補助及び交付金の負担金につきましては、地域公共交通計画の策定、変更に関する協議や計画の実施に係る連絡調整などを行います地域公共交通活性化協議会負担金や、土浦市、つくば市、下妻市、牛久市の4市による公共ライドシェアを運行するための地域連携モビリティサービス事業の負担金等となっております。補助金につきましては、土浦駅西口と玉造駅の区間を結ぶ霞ヶ浦広域バスや神立駅東口と土浦協同病院の区間を結ぶ千代田神立ラインの運行補助金のほか、三輪自転車の購入補助金等となっております。つづきまして、地域地区等調査事業の委託料につきましては、各種都市計画の画像情報などをホームページで閲覧できる都市計画GISのデータ更新に係る都市計画情報等更新委託料及び本市における土地利用の現況等を踏まえまして、地域地区等調査及び都市計画の変更、図書作成などを行いました地域地区等調査委託料となっております。次の185ページをお願いいたします。上から二つ目の項目、まちづくり活性化バス運行支援事業につきましては、NPO法人まちづくり活性化土浦で運行しておりますキララちゃんバスに対する事業補助となっております。つづきまして、開発候補地調査検討事業につきましては、新たな地域開発の可能性を検討するため、インフラや法令等の情報を収集、整理し、開発実現に向けた基礎資料の作成を行ったものでございます。つづきまして、二つ下の項目になりますスマートインターチェンジ整備事業です。委託料のスマートインターチェンジ設置検討調査委託料は、路線の設計に向けまして、現地調査等を行ったもので、関係機関との協議に時間を要したことから前払金を支払い、残りの分を令和7年度に繰越してございます。次のスマートインターチェンジ設置検討調査委託料の繰越

分及び地質調査委託料の繰越分につきましては、それぞれスマートインターチェンジ整備の事業化に向けた各種調査等となりますが、いずれも令和5年度から令和6年度への繰越分の支出となっています。186ページをお願いいたします。二つ目及び三つ目の項目といたしまして、公共用地先行取得事業特別会計繰出金及び下水道事業会計繰出金につきましては、それぞれの事業に対する繰出金となってございます。説明は以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課でございます。186ページをお願いいたします。2目都市施設管理費は、土浦駅、荒川沖駅、神立駅東西の駅前広場、川口ショッピングモールなどの都市施設の維持管理などに要する経費でございます。主な節につきまして御説明いたします。12節委託料は、都市施設の清掃や保守点検などの委託料となっております。つづきまして、187ページをお願いいたします。14節工事請負費です。備考欄のうらら大屋根広場屋根復旧工事につきましては、突発的な修繕工事となっております。2目の説明につきましては、以上でございます。

○市村建築指導課長 つづきまして、建築指導課です。3目建築指導費について御説明させていただきます。187ページをお願いいたします。主なところを御説明させていただきます。右側備考欄の建築指導事業につきましては、建築指導課業務全般の費用となります。12節委託料につきましては、建築計画概要書や建築確認申請の建築行政共用データベースへのデータ入力などの事務補助委託料となります。13節使用料及び賃借料は、建築行政共用データベース使用料及び指定道路台帳をインターネットに公開するためのサーバー使用料となります。つぎに、下段になりますが、建築物耐震化推進事業につきましては、木造住宅耐震診断や耐震改修工事に関する費用でございまして、12節委託料は木造住宅耐震診断20件分の費用となっております。つづきまして、188ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金は、既存建築物の耐震改修工事費用に対する補助金で、2件分の補助金となっております。つぎに、ブロック塀等安全対策推進事業につきましては、避難路などに近接する危険ブロック塀の撤去費用に対する補助金でございまして、18節負担金補助及び交付金は、3件分で延長31.32メートル撤去費用に対する補助金でございます。つぎに、宅地耐震化推進事業につきましては、大規模盛土造成地の地質調査や地下水位などの第二次スクリーニング調査を1か所行ったものでございまして、12節委託料はその調査費用となります。建築指導費の説明は、以上となります。

○石引都市整備課長 つづきまして、都市整備課でございます。4目土地区画整理費になります。備考欄2事業目の神立駅西口地区土地区画整理事業につきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の令和5年度末解散によりまして、土浦市に事務が承継されました4月以降に請求のございました事務費等のほか、18節負担金につきましては、かすみがうら市への余剰金の返還金となってございます。つぎに、3項目のインターチェンジ周辺地区土地利用促進事業でございます。12節委託料のインターチェンジ周辺地区事業化検討調査委託料2件につきましては、区画整理設計等の推進及び令和5年度からの繰越で地質調査を行ったものでございます。4目の説明は以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。189ページでございます。5日常名虫掛線街路事業費は、並木地内市道I級44号線から虫掛新田地内までの現在未整備区間となっております部分における事業の経費でございます。備考欄の12節ですが、当初に用地測量を予定しておりましたが、都市計画変更が生じたため、3月議会にて減額補正をしたため、草刈委託のみの支出となっております。つづきまして、6目田村沖宿線延伸道路整備事業費は、おおつ野地内の国道354号、おおつ野団地入口交差点からかすみがうら市への行政界までの道路整備に要する経費でございます。備考欄の田村沖宿線延伸道路整備事業の14節工事請負費ですが、現年度予算と繰越予算と合わせて3工区分の工事を実施したものでございます。190ページをお願いいたします。つづきまして、7目荒川沖木田余線街路事業費でございます。川口二丁目地内、ローブ前交差点から木田余地内の国道354号交差点まで拡幅整備し、4車線化するもので、その事業に要する経費でございます。主な事業について、御説明いたします。荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業でございます。14節工事請負費は、Ⅰ期事業区間において、供用開始後の安全対策工事を実施したものでございます。つぎに、荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業です。11節役務費でございますが、繰越明許費と現年度をあわせて、不動産鑑定と物件補償算定を実施したものです。16節公有財産購入費は繰越明許費と合わせ15人、21節補償補填及び賠償金は繰越明許費と合わせて24人分の経費となっております。191ページをお願いいたします。つづきまして、8目木田余神立線街路事業費でございます。神立公園北側の交差点からかすみがうら市へと至る道路整備に要する経費でございます。補正予算につきましては、用地交渉が難航しているため、それに係る役務費、

公有財産購入費と補償補填及び賠償金を減額補正したものです。備考欄の14節工事請負費ですが、用地買収が完了した箇所の工事を1工区実施したものです。道路建設課は以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課でございます。191ページをお願いいたします。9目公園費は、公園及び緑地などの維持管理に要する経費でございます。主な節につきまして、御説明させていただきます。12節委託料は、公園の維持管理、清掃などの委託料です。つづきまして、192ページをお願いいたします。都市公園等長寿命化事業の12節委託料は、遊具の法定点検の委託料となります。また、14節工事請負費は、亀城公園の複合遊具の更新などで、遊具の更新、補修を計画的に進めております。193ページをお願いいたします。10目霞ヶ浦総合公園事業費は、霞ヶ浦総合公園の維持管理に要する経費でございます。12節委託料は、霞ヶ浦総合公園の管理委託料、風車周辺の草花の植付け及び花蓮植替えなどの管理に関する経費となります。また、14節工事請負費の施設改修工事費は、ネイチャーセンター駐車場の改修工事で、利用者の利便性の向上を図るものです。つぎに、11目総合運動公園建設費につきましては、常名運動公園建設に伴う取得済み用地の維持管理に要する経費です。12節委託料は、取得済み用地の草刈等の委託料でございます。9目から11目の説明につきましては、以上でございます。

○石引都市整備課長 つづきまして、都市整備課でございます。12目開発費となります。1枚おめくりいただきまして、194ページをお願いいたします。備考欄の2項目の川口ショッピングモール歩行空間再構築事業につきましては、にぎわい創出に向けまして、活用される魅力ある歩行空間の再構築を推進するため、基本構想の策定を行ったものでございます。3項目のまちなか定住促進支援事業につきましては、中心市街地の定住人口の促進を図るため、市外から転入する新婚、子育て世帯を対象に家賃または住宅購入資金の一部、まちなか賃貸住宅家賃補助金、まちなか住宅購入補助金を支出したものでございます。4項目の土浦港周辺広域交流拠点管理運営事業につきましては、りんりんポート土浦の管理事業でございます。12節委託料の運営管理事務委託料につきましては、令和6年度からは事業提案プロポーザルによりまして、事業者を選定し、りんりんポート土浦の管理を委託しているものでございます。195ページをお願いいたします。備考欄の一つ目、土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業につきましては、川口二丁目地区

におきまして、市と民間の連携により水辺のにぎわい創出を目指す事業でございます。１２節委託料につきましては、民間事業者公募に向けまして、過去の土地利用状況を調べまして、土壌汚染の可能性を調査する地歴調査業務を行ったものでございます。２項目の中心市街地まちなか再生事業の１２節委託料につきましては、中心市街地まちなか再生コーディネート委託料は、中央一丁目地区における官民複合施設の基本計画策定を行ったものでございます。その下の摘要、亀城モール日よけ施設設計委託料及び地盤調査委託料につきましては、亀城モールに整備をいたしました東屋の設計及び地盤調査を行ったものでございます。１２目の説明は以上でございます。

○和田住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。同じく下段、７款土木費をお願いいたします。５項住宅費の１目住宅管理費の主なものについて、御説明いたします。１９５ページの備考欄の二つ目、公営住宅管理運営事業は、市内１５か所がございます市営住宅の運営経費であり、１０節需用費における修繕料は居室などの破損による３７０件分の修繕費用でございます。つづいて、１９７ページをお願いいたします。上の段の備考欄に記載、都和（テラス）住宅長寿命化改修事業、二つ目の神立住宅長寿命化改修事業、三つ目の都和（中耐）住宅長寿命化改修事業は建物の計画的な維持管理のため、屋上の防水、外壁の補修及び老朽化した給水設備の改修工事でございます。説明は以上でございます。

○岡田農林水産課長 つづきまして、１１款災害復旧費です。２４２ページをお願いいたします。１１款災害復旧費、１項、１目農業施設災害復旧費につきましては、台風などの気象災害により被害を受けた農業者がＪＡ関係の災害融資を受けまして、農業用施設等の復旧をする場合に、農業者の負担軽減のために、県と市で協調して利子助成を行うもので、本件につきましては、令和元年の台風１５号と１９号の継続案件４件分の利子補給金になります。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○今野委員長 ありがとうございます。時間がまだありますので、ここで質疑の進行に移りたいと思います。皆様、何か御意見や御質問はございませんか。

○下村委員 １８４ページの地域連携モビリティサービス事業負担金の７，４４６万５，５１０円。これはライドシェアですよね。令和６年度はどのくらい活用されたのか、分かりますか。

○齋藤都市計画課長 昨年度の実績になるのですが、四つのエリアに分かれ

ておりまして、つくば土浦エリアということで、1月のスタートということではありますが、58回の利用となっております。

○下村委員 指定されているのが、つくばエリアというのは広いと思うんです。土浦エリアは、つくばよりずっと範囲が小さいはずです。つくばの方に聞いたのだけれど、間違っていたら、ごめんなさい。手配するアプリがあるような話をしているの。土浦は手配してもできないんだね。そこの改善というのか、何か上手に使うと、ライドシェアの使用率がもっと上がるんだろうと思います。ただ、アプリを使っているみたいで、そこを確認したいです。

○齋藤都市計画課長 今回の事業につきましては、予約はアプリを使っただけということで、これは土浦市エリアでも同じような形をとってございます。アプリを使うことが良い場合もありますが、難しい場合もあるということです。若い方はやりやすいのかもしれないですし、年配の方には難しいということもあるのかもしれないとは思ってございます。

○下村委員 例えば、土浦市内のエリアの方が、つくば市でアプリを使うというのはできるんだと思うんです。ところが、土浦市の駅前に来て、アプリを使っても、タクシーは来ないんだと思うんです。その範囲の指定の仕方がもう少し拡大していかないと、普及しないと思うんです。土浦市がこれをもっと活用するにはどうしたらいいのかというのは、土浦の駅前とか、荒川沖も除外されますよという話なんだけれど、何か活用が限定されているような気がするので、その辺を調査研究していただければと思います。

○齋藤都市計画課長 下村委員おっしゃるとおり、つくば市も土浦市も運行エリアは限られております。元々の考え方が、交通空白地を埋めていくということがあります。例えば、運行する時間帯やエリアにつきましても、路線バスがない、タクシーもないなど交通空白地を埋めていくということがありまして、どうしても便利な所は既存の公共交通が動いている所がありますので、制度的に苦しいところがございます。

○今野委員長 暫時休憩をします。午前はこの程度とさせていただきます。午後は1時から再開でお願いいたします。

(午前11時54分休憩)

(午後1時00分再開)

○今野委員長 休憩前に引き続き、産業建設委員会を始めさせていただきます。はじめに、午前中にあった資料の提供やその他に対しての答弁をお願いいたします。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。午前中に海老原委員から御質問がございました盗難の被害につきまして、御報告いたします。各課に確認したところ、令和6年度につきまして、道路管理課はグレーチングの被害が78枚でございました。そのほか、公園内の車止め1件の盗難があったというところでもございました。委員から動線というお話もございました。球場の動線が盗まれることが多いというような報道がございましたので、スポーツ振興課に確認いたしました。スポーツ振興課のほうでは被害はないということでもございました。以上でございます。

○齋藤都市計画課長 都市計画課です。午前中に御指摘がありました歴史的建築物の保存及び活用に関する条例につきまして、対象となる建物がどのようなものかということで、一覧表を提出させていただきました。今回の条例につきましては、登録有形文化財、景観法に基づく景観重要建造物、歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致形成建造物、県の条例に基づく県指定の文化財、土浦市の文化財保護条例に基づく指定有形文化財となっております。それぞれ同じ建物でも一部重複している建物がございしますので、表が分かりにくい部分がありますが、このような形になります。トータルで40件となっておりますが、一色家住宅、岩瀬家住宅は重複で登録されているということがありますので、このような表になってございます。例えば、このほか文化財保護条例、景観条例とか歴史的風致地区建造物とかに認定されるものがあれば、追加されていく対象が増えていく形になってございます。説明は以上でございます。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。2点ほどお答えさせていただきたいと思います。日本一のれんこん産地推進事業の関係で、海老原委員からトラックのラッピングについての耐用年数という部分で、御質問いただきました。こちらにつきましては、施工していただいた会社に確認したところ、概ね3年から5年程度というのが一般的な耐用年数になるということです。使用条件によっては、年数が前後するところはあると思いますが、概ね3年から5年ということで確認してございます。2点目でございます。水産業振興費関係の事業で、平石委員から御質問いただきました霞ヶ浦の放流等の事業について、現在の状況だったと思います。こちらにつきましては、霞ヶ浦の漁業協同組合が中心となり実施しまして、令和7年1月20日から2月21日までの期間で採卵という形で、霞ヶ浦の区域内、土浦市、かすみがうら市、小美玉市、玉造、稲敷、美浦、阿見等の支部で採卵を行ったということでもございました。

採卵数が5万粒ということで、数が少なかったので放流という形ではなく試験場で育てているという状況であると確認をいたしました。一方、放流の内容につきましては、茨城県のほうが試験的に実施をしたというものがございます。ウナギの事業、シラスウナギの放流試験という形で資源増大を図ったものがございます。こちらのほうは、霞ヶ浦におきましては、令和7年3月4日に潮来市ので約7,800匹程度の放流を行っております。また、北浦部分につきましては、3月3日に鹿嶋市、行方市のほうで同じく7,800匹程度の稚魚を放流したという形で、水産資源の増大の試験を行っているということでございました。以上でございます

○**今野委員長** ありがとうございます。これらの件に関して、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** 午前中に引き続き、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。

○**海老原委員** 185ページの開発候補地調査検討事業。まず、これの主な所はどこなのか。

○**石引都市整備課長** 都市整備課でございます。開発候補地調査検討事業の内容としましては、スマートインターチェンジとTXの新たな交通体系を見据えまして、開発候補地を探しているというような調査検討事業でございます。スマートインターチェンジ周辺地区におきまして、面的な整備、大きな土地でできそうな箇所を抽出しまして、インフラ等の条件調査をしたものでございます。また、県でTX関係でB/C（費用対効果）を算出する上で、中間駅周辺でどのようなまちが想定されるかということで、例えば、JR柏駅、TX研究学園駅、こういったいくつかのパターンで、同様のまちをつくった場合に、このような人の流れが想定されるというようなベースを県に提供するという業務をしたものでございます。

○**海老原委員** 分かりました。土浦北インターの検討をしたのは、これとは別のやつということでもいいのかな。

○**石引都市整備課長** 昨年度におきましては、スマートインターチェンジ周辺を調査したものでございます。ただ昨年度のうちに、おおつ野の残ってありました産業用地がなくなるというような状況もございましたので、今年度は幅広く土浦北インター、スマートインターチェンジ、面的にある程度大きく開発ができそうな箇所の抽出、インフラ調査等を進めております。昨年度

につきましては、スマートインターチェンジ周辺の調査をしたものでございます。

○海老原委員 つぎに、188ページ。宅地耐震化推進事業の大規模盛土造成地調査委託料。これは地区としてはどこなのか教えてください。

○市村建築指導課長 建築指導課です。ただ今の宅地耐震化推進事業の場所ですが、中高津二丁目地内になりまして、土浦第四中学校の東側約500メートルぐらいの宅地造成地の北側になりまして、擁壁で今は高低差を埋められていて、その擁壁にひびが入っているというような所がございましたので、調査をさせていただいたということになっております。

○海老原委員 その1か所だけということですか。

○市村建築指導課長 この二次スクリーニングと呼ばれるものは、中高津二丁目の1か所だけをやらせていただきました。実は平成29年度から市内全体の183か所という調査をやりまして、当時私も委員の皆様にはペーパーで183か所の地図をお渡しさせていただいた記憶がありますが、その中で全体調査をしたところ、4か所は簡易調査をやったほうが良いという調査がありまして、令和4年度に4か所の簡易調査をやりました。その結果、1か所は詳細調査をやったほうが良いというところで、中高津二丁目の所の地盤解析や安定解析、総合解析というようなところまで調査をやった内容でございます。

○海老原委員 分かりました。最後のもう一点です。189ページ常名虫掛線街路事業。これは進捗が遅れているような説明があったのだけれど、その内容については答弁できますか。

○浅岡道路建設課長 進捗が遅れているというか、未整備区間の所が都市計画決定をされているのですが、最初にできた虫掛66号線、市道なのですが、そこにぶつかる所が現在の都市計画決定の線だと、Y路地になるということで、警察のほうから指導がございました。常名虫掛線を、虫掛66号線にY路地ではなく、首を振って直角にぶつけないと危険だということの指導がございましたので、そちらの都市計画の変更を現在進めてるところでございます。

○海老原委員 ということは、地元住民の意向ではないということね、遅れているのは。

○浅岡道路建設課長 地元の意向というか、あくまでも安全性を含めた変更ということで進めているということです。

○平石委員 1点確認というか、今後の予定も含めて教えていただきたいのですが、190ページの荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業についてです。こちらのほうに用地取得費などいろいろ掲載されています。大分工事も進んでいるのかなと毎日道路を通って思うのですが、土浦市の分は用地取得は全部済んだということで、理解してもよろしいでしょうか。

○浅岡道路建設課長 令和7年3月現在ですが、土浦市のほうでは25件中15件ということで、60パーセントの用地買収の進捗となっております。

○平石委員 ありがとうございます。あそこは前に説明を受けた時には、市道と県道が入り組んでいるというお話もあったかと思うのですが、県のほうに関して、何か分かることがあれば教えてください。

○浅岡道路建設課長 茨城県のほうで、同じように調べていきましたけれど、29件中17件の58%で同等の進捗でやっているような感じでございます。

○平石委員 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、荒川沖木田余線の完成見込みというのは、現時点でどのぐらいか、言えるのであれば、改めて教えていただきたいです。

○浅岡道路建設課長 現在、用地買収のほうを進めておりまして、これから工事ということに行きまして、現在の予定でいきますと、令和15年の予定を考えております。

○今野委員長 ほかに御質問や御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つぎに、特別会計について、説明をお願いします。

○石引都市整備課長 都市整備課でございます。公共用地先行取得事業特別会計につきまして、御説明いたします。決算書244ページ、245ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計からの繰入金のみとなりまして、歳入合計は3億4,167万6,269円となっております。1枚おめくりいただきまして、246ページ、247ページをお願いいたします。歳出は公債費のみとなりまして、歳出合計は歳入と同額の3億4,167万6,269円となっております。歳出の内訳を事項別明細書で御説明いたしますので、251ページをお願いいたします。251ページの1款公債費、1項公債費となっております。元利償還対象事業は6事業ございまして、中央一丁目市街地再開発用地取得事業、常名虫掛線街路事業用地取得事業、総合運動公園建設用地取得事業、総合運動公園外周道路用地取得事業、

川口二丁目用地取得事業、木田余市民運動広場用地取得事業となっております。元金３億４，０１６万円の内訳としましては、中央一丁目が７，５５４万円、常名虫掛線が１，８７２万円、総合運動公園建設用地が４，０３６万円、総合運動公園外周道路が５４６万円、川口二丁目が１億２１０万円、木田余市民運動広場が９，７９８万円となっております。利子１５１万６，２６９円の内訳としましては、中央一丁目が約３１万円、常名虫掛線が約３万円、総合運動公園建設用地が約１０万円、総合運動公園外周道路が約１万円、川口二丁目が約８４万円、木田余市民運動広場が約２２万円となっております。決算書３４２ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。実質収支でございますが、公共用地先行取得事業特別会計は歳入歳出同額のため、実質収支額が０円となっております。公共用地先行取得事業特別会計の説明は以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園・施設管理課でございます。お戻りいただきまして、２５４、２５５ページをお願いいたします。つぎに、駐車場事業特別会計につきまして、御説明いたします。まず、右から４列目の一番下、歳入の収入済額合計でございますが、１億５，０２８万１，１２３円となっております。２５６、２５７ページを御覧いただきまして、歳出の右から４列目一番下、支出済額合計でございますが、１億４，５２７万１，７２６円となります。詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、２６０ページをお願いいたします。歳入となります。１款、１目駐車場使用料は、直営１か所の市営駐車場の利用料金でございます。２款の１目繰越金は、令和５年度の決算余剰金となります。３款の１目雑入は、駐車場指定管理者納付金で、コロナ禍からの回復に伴います駐車場利用料金の増により増額補正をさせていただいております。つぎに、２６１ページをお願いいたします。４款の１目利子及び配当金は、積立金収入でございます。５款の１目駐車場事業費債は、設備の更新や改修などに伴う借入金でございます。つぎに、歳出につきまして、御説明させていただきます。２６２ページをお願いいたします。１款の１目業務管理費は、６か所の駐車場の維持管理に要する経費となります。備考欄の１３節使用料及び賃借料は、土浦駅東口及び荒川沖駅東西口にありますパークロック駐車場の精算機などの管制システム機器のリース料及び駅東西駐車場のＬＥＤ照明器具などの賃借料です。１４節工事請負費は、駅東西駐車場の受変電設備、消火設備などの更新工事及び駅西駐車場の外壁改修工事となっております。２４節積立金は、

財政調整基金積立金へ積立を行い、今後の施設の大規模改修及び機器更新などに備えるものです。つづきまして、263ページをお願いいたします。2款公債費は、土浦駅東駐車場の大規模改修及び駅東西駐車場のエレベーター改修などに伴う償還金です。恐れ入りますが飛びまして、343ページをお願いいたします。上の箱が駐車場事業の実質収支に関する調書となります。歳入総額1億5,028万1,000円、歳出総額1億4,527万2,000円、差引500万9,000円、実質収支が157万7,000円となります。駐車場事業特別会計の説明につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

○今野委員長 それではここまでで、御質問や御意見はございますか。

○海老原委員 市営駐車場の問題ですが、JRに乗ると駐車場券が安くなる。あれは何年度から始まったの。

○中島公園・施設管理課長 パークアンドライドというシステムになっていまして、令和5年4月からになっています。令和5年に指定管理が始まりまして、指定管理者の利用料金増の策として、導入したシステムで、電車に乗って、降りて、Suica等で駅を出る。その同じもので、駐車場の出口でタッチをして清算をすると、割引になるというシステムになっております。

○海老原委員 令和5年度から始まったという答弁だったのですが、最近チラシを見ているから分かったけれど、今までもPRはしていたのかなと思うんだけど。

○中島公園・施設管理課長 PRにつきましては、指定管理になりましたので、指定管理者が駅の東西駐車場を含めて、全ての駐車場のホームページを作りまして、パークアンドライドのPR、現場の駐車場に張り紙をして、PRを行っております。

○海老原委員 駐車場に入ると、張り紙がしてあって、始まっているのは分かるけれど、そんなによく見ないので、システムが分からないという。だから、どういうシステムかがすぐ分かるような方策を考えてください。

○中島公園・施設管理課長 貴重な御意見いただきましたので、指定管理者とも分かりやすいPR方法を考えて、対応してまいりたいと思います。

○下村委員 今の質問に関連して、実質収支に関する調書を見れば、歳入と歳出とで実質収支額は157万7,000円、これが利益だっていうことなのですが、平成26年度とか25年度とかあたりから、収入は上下しているのですか。

○中島公園・施設管理課長 まず、コロナ禍で大分落ちました。御説明させていただきますのが、駐車場全体の利用料金になりまして、こちらが大分伸びております。令和6年度が1億6,500万円ほどになります。令和5年度が1億4,600万円になります。令和4年度が1億1,800万円ということで、先ほど言ったシステム等を入れまして、指定管理者の努力によりまして、駐車場全体の利用料金が伸びております。

○島岡委員 駐車場の件ですが、ここ最近では1階や2階が満車になったりして忙しくなっているという気はするのですが、あれだけお客さんがたくさんいて、これだけしかもらえないのがちょっとなと。例えば、無理な話ですけど、自前でやったらどうなるのかなと思っているのですが、実際に売上げがあって、お支払があってそれで残るのはこれだけでは、もったいないなと思ったりしたりするのですが、せっきくの収入減として、先人があれだけのものを作ってくれたのですからと思うのですが、いかがでしょうか。

○中島公園・施設管理課長 経営を考えますとそういった面もありまして、過去を振り返ってみますと、以前は産業文化事業団において、直営で、委託方式で契約しておりまして、収入は全て市に入るという方式でしたが、時代の流れとともに民間への委託で収入を上げようということで、指定管理制度を導入しました。その時代は、中心市街地のイトーヨーカドーが閉店するなど、主たる買い物に来られたお客様からの収入が大分減りました。その指定管理制度も1回は5年間で辞めまして、そのあと直営に戻りまして、令和4年まで直営で業務委託方式で実施しておりました。そこには、もう一つコロナ禍ということで、大分売上げが落ちまして、1億円を下回った年もございました。そういった中で、ほかの公営駐車場もですが、民間で収入を上げていただいて、市の収入を増やそうということで、今回の指定管理の仕組みというのが、入札方式で決定しているのですが、最低金額の基本額5,700万円を必ず市のほうに入れていただくことになっております。それを超えた売上げ、当然経費を除いた部分ということにはなるのですが、それは本来指定管理者、民間の営業努力によって上がったものではありませんが、その上がったうちの8割が市のほうに納付される、2割が指定管理者の営業利益という仕組みを作りまして、売上げが上がれば上がるほど8割分が市の収入となるような仕組みにしまして、現在運営をしております。以上になります。

○島岡委員 ありがとうございます。まだ上の階の駐車場は余っていると思うんですね。例えば、土浦市在住の方が良いとは思いますが、土浦市在

住の方が市営駐車場に停めると少し割引になるようなサービスができると、東京まで通うのに良いのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○中島公園・施設管理課長 確かに、市民へのサービスという面でそういう考え方もあるかと思います。一方で、市外のかすみがうら市などから土浦駅に来る方が駅東の市営駐車場に駐車していただいているということもあります。市内と市外で料金を作ったらどうかということなのですが、これも歴史を振り返りますと、令和元年に定期駐車を1万2,600円から1万円に値下げしました。一方で、24時間最大を1,500円から1,000円に値下げしました。これは値下げすることによって、収入を増やそうということで、値下げ後はコロナ禍を除いて順調に伸びているということです。市民への割引制度が可能かどうかは、システム上のこともありますので、指定管理者と検討してまいりたいと考えております。

○島岡委員 土浦市に住んでくれている人でというのは、良いなと思いましたのでよろしく願いいたします。

○今野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 それでは、ここまでで分科会長報告書で報告する指摘事項はありますか。

(「委員長一任で」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 分かりました。それでは、分科会としての賛否をお諮りします。認定第1号令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定について賛成とする方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○今野委員長 全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。つづいて、認定第2号令和6年度土浦市水道事業会計決算の認定について説明をお願いします。

○滝田水道課長 水道課でございます。令和6年度土浦市水道事業会計決算書をお開き願います。4ページをお願いいたします。4ページと5ページは、水道事業の決算報告書でございまして、水道事業の運営管理に係る収益的収支と水道施設の新設や更新事業に係る資本的収支の一覧となっております。はじめに、(1)収益的収入及び支出の収入でございしますが、水道事業の主な収益は水道料金収入であり、収入における予算額に対する決算額の割合は99.3パーセントとなっております。つづいて、支出でございしますが、

主な支出は、県企業局へ支払っております水道水の受水費用でございます。また、第1項営業費用における補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の増額と郵便料金値上げによる増額でございます。なお、予算額に対する決算額の割合は96.4パーセントとなっております。つづきまして、(2)資本的収入及び支出の収入でございますが、企業債の借入れと老朽管の更新に係る国庫補助金であり、収入における予算額に対する決算額の割合は、100パーセントとなっております。つづいて、支出でございますが、主な支出は水道施設の整備費用と企業債の償還でございます。また、第1項建設改良費における補正予算は、同じく人事異動等に伴う人件費の増額でございます。予算額に対する決算額の割合は、82.6パーセントとなっております。なお、資本的収支における財源の不足分につきましては、過年度及び現年度分の損益勘定留保資金などにより補填してございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。このページは、収益的収支に係る損益計算書であり、下段の当年度未処分利益剰余金は事業収益から運営経費を差し引いた利益分でございます。つづきまして、8ページをお願いいたします。こちらは、剰余金の計算書でございますが、上の表は資本金と剰余金に係る調書であり、下の一覧は当年度の純利益等について、資本金などへ組み入れるにあたり、議会の御承認をお願いする資料でございます。つづきまして、23ページをお願いいたします。こちらからは、収益費用の明細書でございますので、主なものについて、御説明いたします。1款水道事業収益の主なものは、家事用、団体用、工業用、営業用に区分された料金収入と水道加入金でございます。つづいて、下段の1款水道事業費用は、県企業局からの受水費のほか、市内4か所に設置された配水場など、施設の運営経費でございます。主なものについて御説明いたします。1項営業費用の1目原水及び受水費の主なものは、24ページになりますが、16節受水費であり、水道水の受水に係る企業局への支払でございます。つづいて、2目配水及び給水費における12節の委託料は、配水場の運営管理に係る経費であり、15節の修繕費は配水場や配水管の維持補修費でございます。つづきまして、25ページをお願いいたします。3目受託工事費は、会計年度任用職員の人件費などであり、次の4目業務費は水道料金の徴収に係る委託料などでございます。つづいて、5目総係費は事業運営に係る事務的な経費でございます。つづきまして、26ページをお願いいたします。6目減価償却費は、法定耐用年数ごとの償却費であり、7目資産減耗費は廃止となった資産でございます。収益費

用明細書につきましては、以上でございます。つづきまして、27ページをお願いいたします。こちらは、資本的収支の明細書でございます。1款資本的収入は企業債の借入れと老朽管の更新に係る国庫補助金であり、次の1款資本的支出は、水道管や配水場の整備費用と企業債元金の償還などでございます。なお、28ページから32ページは固定資産の明細や企業債の明細でございますので、御確認のほど、よろしくをお願いいたします。水道事業会計の決算は以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がございますか。

○竹内委員 端的に言って、現在の内部留保金は幾らですか。あと水道料金の滞納額の累積。この二つだけ。

○滝田水道課長 すいません。計算して後で出します。

○今野委員長 承知いたしました。ほかに御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 それでは、分科会としての賛否をお諮りします。認定第2号令和6年度土浦市水道事業会計決算の認定について賛成とする方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○今野委員長 全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。認定第2号についての分科会長報告書のほうは、一任でよろしいでしょうか。

(「委員長一任で」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 承知しました。つづいて、認定第3号令和6年度土浦市下水道事業会計決算の認定について説明をお願いします。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。令和6年度土浦市下水道事業会計決算書をお願いいたします。はじめに、決算書の4ページをお願いいたします。4ページと5ページは下水道事業決算報告書でございます。4ページをお願いいたします。(1)収益的収入及び支出について、御説明いたします。こちらの会計の収入につきましては、公共下水道利用に伴う下水道使用料。支出につきましては、流域下水道の維持管理負担金及び施設の維持管理や人件費など、事業運営に係る経費が主なものでございます。はじめに、収入の表の第1款下水道事業収益でございますが、予算額に対する決算額の割合は99.9パーセントでございます。また補正予算でございますが、第2項の営業外収益におきまして、12月議会及び第1回臨時議会において、人件費

の増額。3月議会におきまして、流域下水道維持管理負担金の減額に伴う一般会計繰入金の補正をしたものでございます。つづきまして、支出の表の第1款下水道事業費用でございます。予算額に対する決算額の割合は、99.9パーセントでございます。補正でございますが、第1項営業費用は、12月議会及び第1回臨時会において、人件費の増額。3月議会におきまして、流域下水道維持管理負担金の減額に伴い補正をしたものでございます。つづきまして、(2)資本的収入及び支出について、御説明いたします。こちらの会計は、企業債の借入れや国や県からの補助金が収入の主なものでございます。支出につきましては、下水道施設の構築に係る経費及び企業債の償還金が主なものでございます。はじめに、収入の欄の第1款資本的収入でございますが、予算額に対する決算額の割合は45.4パーセントでございます。また補正でございますが、第1項企業債及び第4項国庫補助金につきまして、神立菅谷雨水幹線整備事業における工事請負費増額に伴い、12月議会において、補正をしたものでございます。つづいて、支出の欄の第1款資本的支出につきましては、予算額に対する決算額の割合は59.9パーセントでございます。また補正でございますが、第1項建設改良費において、12月議会におきまして、神立菅谷雨水幹線整備事業における工事請負費の増額。12月議会及び第1回臨時会において、人件費の増額に伴い、補正を行っております。なお、5ページに記載の翌年度繰越額の主な事業は、公共下水道雨水排水整備事業でございます。決算報告書のページにつきましては、以上でございます。つづきまして、6ページと7ページをお願いします。こちらのページは、下水道事業における損益計算書でございますが、先ほど御説明いたしました決算報告書における収益的収入と支出に係る計算資料でございます。7ページの最終行に記載の当年度未処分利益剰余金は、現金以外の収益を含めました全体の収益から支出額を差し引いた金額となっております。つづきまして、8ページと9ページをお願いいたします。こちらの上の表は、下水道事業剰余金計算書でございます。剰余金及び資本金の計算書でございます。つぎに、下の表は下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。未処分利益剰余金を資本金に組み入れるにあたり、議会の承認をお願いするものでございます。つづきまして、22ページをお願いいたします。こちらのページは収益費用の明細書でございます。記載額は消費税を除いた額となっております。はじめに、収益的収入の1款下水道事業収益につきましては、前年度との比較で2.2パーセントの増となっております。

つぎに、1 項営業収益の 1 目下水道使用料につきましては、前年度との比較で 3.4 パーセントの増となっております。つづいて、2 項営業外収益の 1 目他会計補助金は、一般会計の繰入金でございます。つぎに、4 目長期前受金戻入は、下水道施設の構築に要した国庫補助金や受益者負担金など、令和 6 年度における固定資産の減価償却分について収益化したものでございます。下水道事業の収益的収入の主なものは、以上でございます。つづきまして、23 ページをお願いいたします。収益的支出でございます。下水道事業費用につきましては、職員人件費や事業運営に係る事務的な経費、下水道管渠やポンプ場の維持管理経費並びに資産の減価償却費などとなっております。前年度との比較で 10 パーセントの増となっております。主なものにつきまして、御説明いたします。24 ページをお願いいたします。1 項営業費用、4 目業務費の 6 節委託料は、下水道使用料の徴収業務委託料でございます。6 目流域下水道維持管理費の負担金は、流域下水道の管理負担金でございます。つづきまして、26 ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1 款資本的収入につきましては、污水管や雨水幹線及びポンプ場の整備等に係る下水道事業債と補助金が主なものでございます。つづきまして、27 ページをお願いいたします。資本的支出でございます。1 款資本的支出につきましては、職員の人件費に係るものや雨水幹線排水路整備費、ポンプ場整備費、流域下水道の建設負担金、企業債の償還金などが主なものでございます。次の 28 ページは、固定資産明細書でございます。29 ページから最終ページの 36 ページまでは、企業債明細書でございます。後ほど御確認をよろしくをお願いいたします。下水道事業会計決算書の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 それでは、分科会としての賛否をお諮りします。認定第 3 号令和 6 年度土浦市下水道事業会計決算の認定について賛成とする方は、挙手を願います。

（全員挙手）

○今野委員長 全員賛成と認め、認定すべきものと決しました。認定第 3 号についての分科会長報告書のほうは、一任していただいてよろしいですか。

（「委員長一任で」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 それでは、先ほどの竹内委員からの質問に関して、滝田水道課長お願いいたします。

○滝田水道課長 水道課です。先ほど竹内委員から話がありました内部留保資金でございますが、令和6年度末で14億8,817万620円でございます。また、滞納額でございますが、519万1,619円でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。竹内委員、よろしいでしょうか。

○竹内委員 はい。

○今野委員長 それでは、分科会としての審査は、以上で閉会します。